



Deloitte TP Alert

税理士法人トーマツ

2015年2月

※本ニュースレターは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited が 2015 年 2 月 6 日に発信した「[Transfer pricing alerts](#)」の内容を翻訳したものです。このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合は、英語版が優先されます。

OECD 国別報告書の実施に関する指針を公表

経済協力開発機構(以下「OECD」)は、2月6日、「Guidance on the Implementation of Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting(移転価格文書化および国別報告書の実施に関する指針)」を公表した。強く待ち望まれていた指針により、Country-by-Country Report(国別報告書:以下「CBC レポート」)の作成および提出時期、CBC レポート提出義務対象企業、税務管轄地による CBC レポートの利用、および、CBC レポートの政府間情報交換メカニズムに関する納税者の疑問に対する回答が提示された。

本指針では、連結グループ年間売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業(以下「MNE」)に対して CBC レポートの提出が要請されている。OECD によると、当該基準により MNE グループのおよそ 85%から 90%が CBC レポート提出義務対象から外れるが、それでもなお、法人売上全体のおよそ 90%を占める MNE グループは CBC レポート提出義務を負うとされている。

OECD は、当該 7 億 5,000 万ユーロという基準は CBC レポート作成に係る負担と税務当局の便益の適切なバランスを図るものだとしている。加えて、当該基準の妥当性については、2020 年に行われる新規規則の実施に関する再検討の際に併せて見直しが行われることとなっている。

初回としては、2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度を対象とした CBC レポートの提出が求められる。2014 年 9 月に公表された成果物「Guidance on Transfer Pricing Documentation and Country-by-Country Reporting(移転価格文書化および国別報告書に関する指針)」において CBC レポートの作成と提出のため MNE に事業年度終了日から一年の期間を与えることが推奨されていることから、初回の CBC レポートは 2017 年 12 月 31 日までに提出されなければならないこととなる。事業年度終了日が 12 月 31 日でない MNE の場合、初年度は、2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度を対象にした CBC レポートを 2018 年中、当該 MNE の事業年度終了日から 12 カ月後までに提出することとなる。

ここでの MNE の事業年度は連結財務諸表の報告期間を指し、課税年度や個々のグループ会社の財務報告期間を指すものではないことに留意されたい。

OECD/G20 BEPS プロジェクトに参加する国々は、CBC レポートに含まれる情報に関して、税務行政執行共助条約、租税情報交換条約(Tax Information Exchange Agreement(TIEA))もしくは租税条約下と同水準で機密性が維持されるような法的保護制度を整備・施行していくことに合意した。

本指針は CBC レポートに含まれる情報の適正な利用という点について、税務管轄地は CBC レポートをハイレベルな移転価格および他の BEPS に関連するリスクの評価に利用することを約束するものとし、CBC レポートの情報に基づく所得定式配分方式を根拠に所得に対する更正を行うべきではないとしている。しかし、MNE の移転価格上の取決めに関するさらなる調査の基礎として CBC レポートの情報を利用することは、国別報告に係る OECD の現行のイニシアチブの目的であることはほぼ間違いなく、税務管轄地はそれを行うことを妨げられないとされている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/tp-alert

お問い合わせ

税理士法人トーマツ 本部・東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
新東京ビル 5 階

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

URL: www.deloitte.com/jp/tax-co

移転価格サービス

ナショナル パートナー マイケル タバート
リーダー

東京事務所 パートナー 澤田 純
TEL: 03-6213-3800(代表)

大阪事務所 パートナー 永野 雄介
TEL: 06-4560-8000(代表)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびこれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。